

中期目標

中期計画

第1. 中期目標の期間

平成16年4月から平成21年3月までの5年間

第2. 業務運営の効率化に関する事項

- (1) 組織運営の効率化
 - ・ 現行の組織運営体制の検証
 - ・ 機能的な組織体制を構築し、組織運営の効率化を推進
- (2) 業務運営の効率化
 - ・ 業務全般に対する事後評価の実施
 - ・ 情報化・電子化の推進
 - ・ 外部委託の推進
- (3) 経費の効率化・削減
 - ・ 一般管理費
中期目標最終年度において特殊法人比15%（16年度比で10%）を上回る削減
 - ・ 事業費
公害健康被害補償納付金等を除く事業費は、毎事業年度1%以上効率化運営費交付金を充当する事業費は、中期目標最終年度において各勘定で特殊法人比5%を上回る削減
- (4) 業務における環境配慮
グリーン購入法に基づく具体的目標の設定、計画の策定

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化
 - ・ 業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化の推進
 - ・ 職員の責任と役割分担を明確にした組織体制の整備
- (2) 業務運営の効率化
 - ・ 自己点検・評価のため、外部専門家・有識者による業務全体の事後評価の実施
 - ・ 内部ネットワークの活用等による手続の簡素化・迅速化、情報及び知識の共有化の推進による効率化
 - ・ 外部委託の推進
 - ・ 契約に係る競争の推進
 - ・ 電子化の推進等
- (3) 経費の効率化・削減
 - ・ 一般管理費
移転経費、独法化準備経費、緑地事業関係経費、石綿健康被害救済経費を除き、中期目標最終年度において特殊法人比15%（16年度比で10%）を上回る削減
 - ・ 事業費
公害健康被害補償納付金等を除く事業費は、毎事業年度1%以上効率化運営費交付金を充当する事業費は、中期目標最終年度において各勘定で特殊法人比5%を上回る削減
債権回収委託費は、16年度比で3割以上削減
- (4) 業務における環境配慮
グリーン購入の調達を緊急時を除き100%達成

第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- < 総合的事項 >
機構は、その役割を果たすよう、情報提供、関係者のニーズ把握、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図る。
- < 公害健康被害の補償及び予防業務 >
 - (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
 - ・ 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を15年度実績の水準を維持
 - ・ 納付義務者等に対する効果的な指導
 - ・ 納付義務者に対するサービスの向上
 - (2) 都道府県等に対する納付金の納付
 - ・ 納付申請等に係る事務処理日数を15年度実績以下に短縮
 - ・ 納付金の申請等に係る手続の電子化等の推進による事務負担の軽減
 - (3) 公害健康被害予防事業
 - ・ 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化・効率化
 - ・ ぜん息等患者、地域住民のニーズ把握と事業の改善

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- < 総合的事項 >
 - ・ 事業対象となる関係者等への周知・広報の徹底及びニーズ把握
 - ・ 広報活動の実施によりホームページアクセス件数を対16年度比10%以上増加
 - ・ 機構の有する能力の有効活用
- < 公害健康被害の補償及び予防業務 >
 - (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
 - ・ 汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率を15年度水準に維持
 - ・ 商工会議所への徴収業務一部委託の継続及び申告納付説明会に係る説明資料・内容改善
 - ・ 納付義務者からの相談等に的確に対応するとともに、手引き等及びホームページの内容等改善
 - (2) 都道府県等に対する納付金の納付
 - ・ 申請等手続に係る書類作成要領等の充実及び申請等に要する事務処理日数を15年度実績以下に短縮
 - ・ 申請等手続の適正化のため現地指導の実施
 - ・ 事業従事者、関係者等への情報収集の結果を国等へ情報提供
 - (3) 公害健康被害予防事業
 - ・ 公害健康被害予防基金の安全かつ有利な運用を図る
 - ・ ぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的大気汚染発生地域の改善を通じ住民の健康につながる高い効果が見込める事業に重点化・効率化
 - ・ 事業参加者へのアンケート調査等によりニーズ等を把握し、事業内容に反映

- ・調査研究事業の実施及び評価を行うとともに、調査研究費総額を15年度比で20%削減。公募制の導入による透明性の確保
- ・知識の普及及び情報提供の実施により、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足を得る
- ・研修の実施により、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足を得る
- ・助成事業の効果的・効率的な実施を行い、電子化の推進により、事務処理日数を15年度実績以下に短縮

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

- ・助成の固定化の回避（1事業に対する助成継続年数は原則3年）
- ・国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化
- ・助成金1件当たりの平均処理期間を5年間で10%短縮
- ・第三者機関による評価を踏まえ、助成金交付の方針等の見直し
- ・利用者の利便向上を図る措置

(2) 振興事業に係る事項

- ・調査事業は、国の政策目標等に沿った課題に重点化
- ・研修事業は、受講者等へのアンケート調査の回答者のうち、70%以上の者から満足を得る

(3) 基金の運用等について

- ・広報による支援拡大と基金の適正かつ効果的な運用

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

- ・透明性・公平性が確保された事業の採択及び公表

<維持管理積立金の管理業務>

- ・積立者に対し運用状況等の情報提供

<石綿健康被害救済業務>

- ・救済制度、申請手続き、制度の運営状況を国民に周知
- ・認定申請の迅速な処理、救済給付の支給の請求の迅速かつ適正な処理
- ・納付義務者に対し、制度の周知を行い、平成19年度から拠出金を徴収

- ・環境保健、環境改善とも課題の重点化。新たな計画のものから、全て公募制を導入。研究結果の評価の実施、公表及び各事業への反映。調査研究費総額を20%以上削減
- ・知識普及啓発に係るアンケート調査の実施、80%以上の者から高い評価を得るホームページ等による情報提供を行い、アクセス件数を20%以上の増を目標
- ・研修事業受講者に対するアンケートの結果、70%以上の者から高い評価を得る
- ・助成事業は、住民の健康回復に直接つながる事業及び局地的な大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化
- ・助成金の申請等に係る事務処理日数を5年間で20%削減

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

- ・助成継続年数は原則3年、特段の事情がある場合でも5年を限度
- ・助成対象を国の政策目標等を勘案した分野に、助成対象地域をアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化
- ・助成金支払申請から支払までの1件当たりの平均処理期間を5年間で10%短縮
- ・第三者機関による評価等の実施、結果公表等
- ・各種様式をホームページからダウンロード可能とする
- ・Q & Aの充実等

(2) 振興事業に係る事項

- ・調査事業は国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化
- ・研修事業受講者に対するアンケートの結果、70%以上の者から高い評価を得る

(3) 基金の運用等について

- ・中期目標期間中の募金等の総額が15年度末までの5年間の出えん金の総額を上回る募金活動の実施

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

- ・ホームページに審査基準及び事業の採択、事業の実施状況等を公表

<維持管理積立金の管理業務>

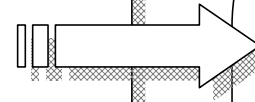
- ・廃掃法に基づく維持管理積立者に、運用利息額等を定期的に通知

<石綿健康被害救済業務>

- ・ポスター、パンフレット、ホームページ等により広範な広報活動を実施
- ・手続の標準化を図り、認定申請の迅速な処理、救済給付の支給の請求の迅速かつ適正な支給
- ・船舶所有者からの一般拠出金、特別事業主からの特別拠出金の納付義務者に対し、制度への理解を求め、平成19年度から拠出金を徴収

第4．財務内容の改善に関する事項

- (1) 予算、収支計画及び資金計画の作成等
 - ・「2．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した予算及び資金計画等の作成
- (2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・債権債務の適正な処理
 - ・正常債権以外の債権から200億円を上回る回収
 - ・債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度要求



3．予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算 別紙
- (2) 収支計画 別紙
- (3) 資金計画 別紙
- 参考 運営費交付金算定ルール 別紙
- (4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を見込む
 - ・繰越欠損金のうち元本債権の貸倒引当金相当額の解消に必要な補助金を今後10年間で予算の定めにより交付されることを見込む
 - ・回収不能利息の償却処理に伴い発生する繰越欠損金は、中期目標期間中に解消を図ることとし、上記補助金と合わせ、予算の定めにより交付されることを見込む

4．短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額を設定（26,000百万円）

5．重要な財産の処分等に関する計画

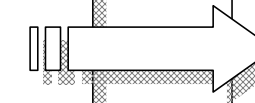
重要な財産を譲渡、処分する計画はない

6．剰余金の使途

- ・公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の推進
- ・石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・債権管理回収業務に係る経費
- ・人材育成及び広報の充実

第5．その他業務運営に関する重要事項

- (1) 人事に関する計画
 - ・「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した人事計画の策定
 - ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し
- (2) その他業務運営に関する事項
 - ・建設譲渡事業の施設整備を終了予定年度（17年度）内に完了させるよう進行管理



7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画
なし
- (2) 人事に関する計画
 - ・職員の業績を適正に評価するとともに、研修等により職員の能力開発、知識、技術の向上を図り効果的な人員配置を実施
 - ・中期目標期間中に、期初の常勤職員数131人を102人に減らす
石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数 44人
期末の常勤職員数 146人
 - ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める
 - ・中期目標期間中の人件費総額見込み 7,020百万円
- (3) 積立金の処分に関する事項
なし
- (4) その他中期目標を達成するために必要な事項
 - ・建設譲渡事業の進行を管理し、譲渡契約に基づき終了予定年度（17年度）内に施設整備を終了
 - ・公害健康被害予防基金から公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるため、東京都に対し60億円を拠出するものとする。